



岩手県の大雨警報(浸水害)・大雨注意報及び洪水警報・注意報の 暫定基準を通常基準に戻します

盛岡地方気象台では、「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」とそれに伴う津波の影響を考慮して引き下げていた大雨警報(浸水害)・大雨注意報及び洪水警報・注意報の発表基準を見直し、令和3年3月16日(火)に通常基準に戻します。

「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」とそれに伴う津波による堤防施設等の被害により、釜石市の大雨警報(浸水害)・大雨注意報と洪水警報・注意報の発表基準及び大槌町の洪水警報・注意報の発表基準は、通常より引き下げた暫定基準を設定していました。

今般、これら両市町について、堤防施設等の復旧が確認できたことや、降雨による被害の発生状況を調査した結果、以下のとおり、両市町の暫定基準を通常基準に戻すこととしました。

<暫定基準を通常基準に戻す日時>

令和3年3月16日(火)13時

<暫定基準を通常基準に戻す市町>

大雨警報(浸水害)・大雨注意報 釜石市

洪水警報・注意報 釜石市、大槌町

これにより、岩手県内市町村の大雨警報(浸水害)・大雨注意報と洪水警報・注意報の発表基準は、全て通常基準となります。

なお、気象庁が提供している「大雨警報(浸水害)の危険度分布」と「洪水警報の危険度分布」も通常基準による判定結果となりますので、引き続き避難対象地域の絞込みに活用いただけます。

・大雨警報(浸水害)の危険度分

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#zoom:9/lat:39.600398/lon:141.365204/colordepth:normal/elements:inund>

・洪水警報の危険度分布

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#zoom:9/lat:39.600398/lon:141.365204/colordepth:normal/elements:flood>

【本件に関する問合せ先】

盛岡地方気象台 防災気象官 近藤 水害対策気象官 工藤

電話 019-622-7870 FAX 019-624-3049